

No. 4 横浜市景観計画の変更に関する案件概要（都市計画審議会への意見聴取）

議第 1378 号 景観法第 9 条第 8 項において準用する同条第 2 項に基づく景観計画の変更

<主な変更内容>

関内地区における景観計画

区域	関内地区
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	1 特定照明に関する制限の適用除外要件として期間又は時間を限定する旨を追加
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	1 関内地区全域の制限に「投影広告物」に関する制限を追加

みなとみらい 2 1 新港地区における景観計画

区域	みなとみらい 2 1 新港地区
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	1 制限の適用除外要件として時間を限定する旨を追加 2 「投影広告物」に関する制限を追加
景観重要公共施設の整備に関する事項	1 道路ごとの整備に関する事項に「女神橋」を追加 2 港湾緑地ごとの整備に関する事項に「ハンマーヘッドパーク」を追加
計画図	1 「女神橋」を追加 2 「ハンマーヘッドパーク」を追加

(内容説明)

景観行政全体の指針である「横浜市景観ビジョン」で示した“夜間景観”について深度化した「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の策定（令和 4 年 7 月）に伴い、より魅力的な景観を誘導するためにガイドラインを反映した制度運用ができるよう景観計画の一部見直しを行うことについて、横浜市都市計画審議会の御意見を伺います。